

受診される皆様へ 病院からのお知らせ

下記対象の方は、診療費とは別に
初診時選定療養費のお支払いが
必要です。

初診時選定療養費とは、病院と診療所の機能分担の
推進を図るために、国が定めた制度です。

初診時選定療養費

3,300円

【対象となる方】

- ◆紹介状をお持ちでない方
 - ◆当院を初めて受診する方
 - ◆以前に当院を受診された方でも、その時の治療が終了している方
 - ◆以前に受診したときの病名や症状と同一であっても、久し振りに受診される方等
- なお、継続して診療を受けられている患者様で、新たに他の診療科を受診する場合は該当しません。

【初診時選定療養費の免除対象者】

- ・他院からの紹介状をお持ちの方
- ・救急搬送時、または緊急的に医療が必要な場合
- ・当院の診療科に定期通院されている方
- ・生活保護受給中の方
- ・当院にて健康診断や人間ドックを受診された方（直近6ヶ月以内）
- ・各種公費を摘要される方

ご不明な方は、会計窓口までお問い合わせください。